

改正労働者派遣法、業務委託をめぐる法律と実務対応コース

～派遣法改正に伴う課題・法的知識・対応策について解説・指導いたします～

プログラム内容

1. はじめに

- (1)多様な人材利用のあり方
(正社員と非正規社員の区分)
- (2)労働者派遣とは（労働者供給・出向との区別）
- (3)業務処理請負（業務委託）とは何か
- (4)個人業務委託とは何か

2. 労働者派遣法

- (1)法を遵守させるための装置（刑罰・行政処分・行政指導・企業名公表など）
- (2)派遣法を理解するためのキーワード
- (3)労働者派遣法の解説と実務対応
～平成27年及び平成30年改正を中心に～
 - ①すべての労働者派遣事業が許可制に一本化
 - ②派遣期間の規制緩和
 - 個人単位の期間制限の新設
 - 事業所単位の期間制限の新設
 - ③派遣労働者に対する雇用安定措置
 - ④派遣労働者のキャリアアップ措置
 - 段階的かつ体系的な教育訓練等
 - 派遣先に雇用される労働者の募集事項の周知 ほか
 - ⑤派遣労働者の待遇改善規定・説明義務の強化等
 - 不合理な待遇の禁止等（均等・均衡方式、労使協定方式）
 - 派遣元事業主による派遣労働者に対する明示・説明義務の強化
 - 派遣先の情報提供義務 ほか
 - ⑥労働契約申込みみなし制度
 - ⑦改正派遣法による影響と予想される今後の動向
- (4)行政指導等の実施状況（行政指導実績、行政処分実績、送検状況）

- (5)労働者派遣を有効活用するためのポイント

- ①派遣先の時間外労働命令の可否
- ②派遣先の懲戒の可否
- ③派遣労働者をめぐるハラスメント対応策
- ④派遣労働者に対する安全配慮義務
- ⑤派遣労働者の交代を求めることの可否
- ⑥派遣契約の途中解消
- ⑦派遣労働者の雇止め

3. 業務処理請負（業務委託）

- (1)業務処理請負に関する法規とその解説
- (2)偽装請負とは
- (3)偽装請負と判断された場合の法的リスク
- (4)偽装請負に当たるかはどう判断されるか
 - ①告示37号と具体的判断基準に基づく誤った行政指導
 - ②告示37号の疑義応答集
- (5)業務処理請負を有効活用するためのポイント
 - ①業務処理請負の適正化
 - ②請負労働者に対する安全配慮義務
 - ③業務処理請負契約の解消
- (6)請負企業における労働契約の解消問題

4. 個人業務委託（概略）

- (1)個人業務委託の利用に際して留意すべき点
- (2)個人事業主の労働者性
- (3)個人業務委託の契約解除
- (4)個人事業主と安全と健康

※出張研修も承っております。表面のお申込先までお問い合わせ下さい。

講師プロフィール

石寄・山中総合法律事務所 ヴァイスパートナー弁護士 こみや じゅんき 小宮 純季氏

2010年青山学院大学法学部卒業。

2012年慶應義塾大学大学院法務研究科修了。司法試験合格。

2013年司法修習修了（66期）。弁護士登録（第一東京弁護士会）。石寄・山中総合法律事務所入所。

著書に「労働行政対応の法律実務（第2版）」（共著、中央経済社）、「非正規社員の法律実務（第3版）」（共著、中央経済社）、「労働契約解消の法律実務（第3版）」（共著、中央経済社）、ビジネスガイド（日本法令）、月刊人事労務実務のQ&A（一般社団法人日本労務研究会）、特に労働者派遣関連では「労働者派遣法の基本と実務（第2版）」（共著、中央経済社）、「速報ガイド 平成27年派遣法改正の基本と実務」（共著、中央経済社）、労働経済春秋（『改正労働者派遣法の正しい理解と実務対応』共著、労働調査会）がある。

主に人事労務分野を中心に、個別・集団労使紛争、日常の法律相談・就業規則改訂から、訴訟、団体交渉まで、幅広く注力。また、企業内外を問わずセミナー講師としても出講経験多数。人事労務分野は企業及びそこで働く従業員のみならず、その家族の一生にも関わる分野であることを常に意識し、実務感覚・バランス感覚を伴ったリーガルサービスの提供を心がけている。

左記プログラムは都合により変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。